

【臼杵市漁業者事業継続支援事業】

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が大きく減少している漁業者の方に対し、事業継続に必要な資材(燃油)の給付を実施します。

対象者

大分県漁協臼杵支店の正組合員のうち、以下の要件を全て満たす漁業者

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、**令和3年4月～令和4年1月の間のいずれか1ヶ月の売上げが、前年または前々年同期比で30%以上減少**していること。
2. 市内で原則1年以上継続して事業を行っていること。
3. 今後も事業を継続する意思があること。
4. 市税の滞納がないこと。
5. 暴力団員でないこと。暴力団や暴力団員と密接な関係を持っていないこと。

補助内容

漁船に使用する燃油×2/3

【燃油の種類と使用量の上限】

軽油……………上限900L分(法人:1,800L分)

ガソリン……………上限500L分(法人:1,000L分)

対象とする燃油の使用期間:給付決定後～令和4年3月31日(木)

必要書類

以下の書類を揃え、郵送にて提出してください。
(申請書は臼杵市ホームページからダウンロードしてください。)

- 臼杵市漁業者事業継続支援事業給付申請書兼同意書(様式第1号)
- 対象年の確定申告書類の写し

- ・ 法人は対象月を含む期間の確定申告書別表一(1枚)と法人事業概況説明書(両面2枚)
- ・ 個人事業者(青色申告)は確定申告書第一表(1枚)と所得税青色申告決算書(1,2ページの2枚)
- ・ 個人事業者(白色申告)は確定申告書第一表(1枚)

- 令和3年4月から令和4年1月における売上げが減少した月の得意先元帳(漁協発行)と対象となる月の売上台帳等の写し

【申請期限】**令和4年2月1日(火)まで**

※申請書は、臼杵市ホームページからダウンロードできますが、産業促進課及び漁協臼杵支店にも準備しています。

〒875-8501 臼杵市大字臼杵72番1
臼杵市役所 産業促進課
TEL:0972-63-1111(内線4021)



申請書提出 ・問合せ先